

山梨県過疎地域持続的発展計画

自 令和8年4月

至 令和13年3月

山 梨 県

目 次

1 基本的な事項	1
（1）持続的発展の基本方針	1
（2）目標	2
（3）計画の達成状況の評価に関する事項	2
（4）過疎地域市町村との連携	2
（5）計画期間	2
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	3
3 産業の振興	3
4 地域における情報化	4
5 交通施設の整備、住民の日常的な移動のための交通手段の確保	4
（1）基幹的な市町村道等の整備	4
（2）県道等の整備	5
（3）交通確保対策	9
6 生活環境の整備	9
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	9
8 医療の確保	10
9 教育の振興	10
10 地域文化の振興等	10
11 集落の整備	10
12 再生可能エネルギーの利用の促進	11
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	11
14 過疎地域市町村に対する行財政上の支援	12
（1）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
（2）産業の振興	13
（3）地域における情報化	16
（4）交通施設の整備、住民の日常的な移動のための交通手段の確保	18
（5）生活環境の整備	18
（6）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	19
（7）医療の確保	21
（8）教育の振興	22
（9）地域文化の振興等	23
（10）集落の整備	24
（11）再生可能エネルギーの利用の促進	26
15 過疎地域市町村相互間の連絡調整、 人的及び技術的援助その他必要な援助	27

山梨県過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 持続的発展の基本方針

昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、過疎立法は4次にわたり更新され、その間様々な対策が講じられたことにより、住民生活を下支えする交通基盤や下水道等生活環境の整備、また、情報通信基盤の整備が進むとともに、医療・介護・福祉の確保、産業の振興等に一定の成果が上がった。

しかし、県内の過疎地域における住民生活の安全・安心の基盤となる生活インフラ(道路、情報通信基盤等)の整備水準は、いまだに全国との格差が生じている。

特に、地理的・地形的条件の厳しい地域においては、空き家や遊休農地の増加、身近な商店の減少等により集落機能の維持が困難となり、生活扶助機能の低下につながっている。

また、公共施設等の老朽化や、定期バス路線といった交通機関の廃止など、住民生活の安全・安心にも深刻な問題をもたらす状況が生じている。

このように、過疎地域を取り巻く環境は厳しさを増す一方、若い世代を中心に都市部から農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」思考の高まりや、地域に思いを寄せる地域外の人材との継続的かつ複層的なネットワークづくりの創出、また、I o T・I C TやA I、ロボティクスなどの進歩による利活用の可能性拡大などがみられるようになり、こうした諸情勢への適切な対応が求められている。

今後は、ハード事業に加え、いわゆるソフト事業の重要性がさらに高まることを県及び市町村が認識し、地域医療や住民に身近な生活交通の確保といった住民の安全・安心な暮らしとともに集落の維持及び活性化を図ることが必要である。

こうした状況を踏まえ、これからの過疎対策は、これまでの過疎対策を十分評価・検証するとともに、過疎地域の自立に向けて、「持続可能な個性的で魅力的な地域社会の形成」、「持続可能な活力ある地域社会の形成」、「持続可能な生きがいに満ちた先進的な高齢社会の形成」を基本的な目標とし、地域社会を担う多様な人材の確保及び育成、移住・定住の促進や農林水産業をはじめとする産業の振興、安全で快適な生活環境の整備、通信施設等の整備・情報通信技術の活用、子育て環境の確保や高齢者等の保健及び福祉の向上・増進、医療の確保、教育や地域文化の振興、再生可能エネルギーの活用といった課題の実現を図るとともに、地域間及び産業間の交流を促進し、さらに、集落の整備や公共施設の整備を一層推進することとしている。

特に医療の確保やきめ細かな保健・福祉サービスの確保、あるいは国土保全など、

市町村単独では対応が困難と考えられる広域的な事業等については、過疎地域を支える地方の中心的都市の役割にも着目した上で、隣接・近隣する地方の中心的都市も含めた圏域全体としての対策のあり方について、関係者の意向や意見を十分聴取し、地域間連携についての合意形成を図りながら進めることとする。

(2) 目標

活力ある地域社会を維持し、より発展させていくためには、地域経済の活性化に加え、地域の担い手となる多様な人材を確保し、育成する必要がある。

そのために、本計画では「山梨県過疎地域持続的発展方針」で掲げた「持続可能な个性的で魅力的な地域社会の形成」、「持続可能な活力ある地域社会の形成」、「持続可能な生きがいに満ちた先進的な高齢社会の形成」の実現に向け、次のとおり基本目標を設定し、施策を展開する。

○基本目標

県内の過疎地域を有する各市町村が設定した過疎地域持続的発展計画における人口に関する目標を達成すること

(3) 計画の達成状況の評価に関する事項

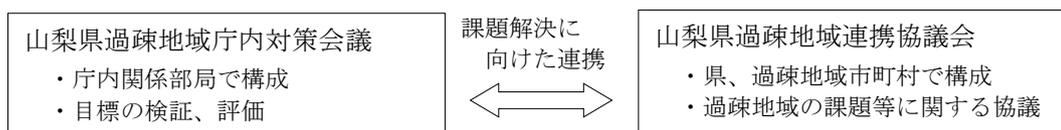
目標及び各事業の進捗状況について、毎年度、「山梨県過疎地域庁内対策会議」において検証及び評価を行う。

また、評価結果等は県ホームページにて公開する。

(4) 過疎地域市町村との連携

過疎地域への多様な対策等を講じていくため、過疎計画の評価結果等は「山梨県過疎地域連携協議会」において共有し、必要に応じて過疎地域市町村が講じる対策への支援を行うとともに、広域的な連携を図る。

体制図



(5) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

東京圏に隣接した立地条件、豊かな自然環境等、本県の魅力を生かし、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に普及したテレワークを活用した都市部と地方部の双方に生活と仕事の拠点を持つ二拠点居住などの取り組みも進めながら、引き続き移住・定住を促進する。

また、地域の自然・産業・文化等の幅広い資源を生かした多様な交流機会の創出を推進するとともに、地域情報の収集・提供・発信などに積極的に取り組みながら、人材の発掘や育成、住民の積極的な取り組みに対する支援、地域内の遊休施設等を活用したコミュニティ拠点等を整備する。

3 産業の振興

過疎地域の基幹的産業である農林業の振興を図るため、農林業の基盤整備や施設及び経営の近代化を推進するとともに、地域の特性に応じた農林作物生産の振興を図る。

また、地域の資源や特性を生かし、地域経済の活性化を図るため、コミュニティビジネスの手法を活用するなど社会のニーズにあった多様で特色ある商工業の振興と雇用の場の拡大、情報通信基盤の強化に努めるとともに、自然環境と調和した観光・レクリエーションの振興を図る。

事業名	事業内容
農業の振興	(1) 中山間地域総合整備事業 生産基盤整備、生活環境基盤整備、交流基盤整備等 北杜市（旧白州町、武川村の区域）、市川三郷町、身延町、南部町
	(2) 畑地帯総合整備事業 生産基盤整備 山梨市（旧牧丘町の区域）、甲州市
	(3) 耕作放棄解消・発生防止基盤整備事業 生産基盤整備 北杜市（旧武川村の区域）

事業名	事業内容
農業の振興	(4) 経営体育成基盤整備事業 生産基盤整備 北杜市（旧須玉町、旧武川村の区域）
林業の振興	(1) 林業・木材産業循環成長対策交付金 甲府市（旧上九一色村の区域）ほか 15 市町村
	(2) 特用林産需要拡大推進事業 甲府市（旧上九一色村の区域）ほか 15 市町村
	(3) 県産材利用促進対策事業 甲府市（旧上九一色村の区域）ほか 15 市町村
	(4) 森林の担い手づくり強化対策事業 甲府市（旧上九一色村の区域）ほか 15 市町村
	(5) 森林学科運営費 甲府市（旧上九一色村の区域）ほか 15 市町村

4 地域における情報化

地域における情報インフラの整備を図るため、光ファイバ網、無線通信施設等の整備を推進し、情報ネットワークの導入や、難視聴地域の解消を図るとともに、災害等に際し速やかな情報伝達を確保するため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線）等の通信網の整備・拡充に努める。

また、高齢者や障害者等を含む全ての住民が情報通信の利便を享受できるよう、情報のバリアフリーや、情報受発信能力の向上、さらにボランティア等による支援体制の整備等に配慮しながら、地域の情報化を推進する。

5 交通施設の整備、住民の日常的な移動のための交通手段の確保

(1) 基幹的な市町村道等の整備

地域住民の生活道路として主要集落を相互に連絡する基幹的な市町村道及び地域産業の振興等に重要な役割を果たす市町村道について、事業効果、緊急度、市町村の財政状況等を検討するなかで、必要に応じて代行事業を取り入れ、県が市町村に代わってこれを整備する。

(2) 県道等の整備

地域間交流及び地域活性化を促進し、また災害に強い道づくりを目指して、過疎地域とこれを包括する広域的な社会経済圏の中心となる都市地域とを連絡する道路など、過疎地域の生活及び産業上の要路となる国道及び県道の整備を推進する。

また、農林業の振興と農山村地域の活性化を図るため、農道、林道を整備する。

事業名	事業内容	市町村名
国道 (知事管理分)	道路改築	
	・ 4 1 3 号 (道志バイパス) L=2, 300m W=8. 0m	道志村
	・ 4 1 3 号 (善之木) L=340m W=7. 5m	〃
	・ 1 3 9 号 (田元) L=360m W=10. 0m	小菅村
	・ 1 3 9 号 (余沢) L=180m W=7. 5m	〃
	・ 3 0 0 号 (中之倉バイパス) L=1, 200m W=7. 5m	身延町
	・ 4 1 1 号 (勝沼拡幅) L=2, 340m W=13. 0m	甲州市
	・ 4 1 1 号 (御屋敷Ⅱ期) L=500m W=7. 5m	〃
	・ 4 1 1 号 (裂石工区) L=650m W=8. 0m	〃
	・ 4 1 1 号 (一之瀬高橋Ⅱ期) L=2, 600m W=7. 0m	〃
・ 4 1 1 号 (柳沢峠) L=700m W=7. 5m	〃	
県道	(1) 道路改築	
	・ 日野春停車場線 (鯨バイパス) L=830m W=7. 0m	北杜市 (旧須玉町の区域)
	・ 箕輪須玉線 (二日市場バイパス) L=700m W=10. 0m	〃
	・ 清里須玉線 (下津金) L=50m W=7. 5m	〃
	・ 韮崎増富線 (江草岩下トンネル) L=450m W=7. 0m	〃
	・ 増富若神子線 (小倉) L=100m W=10. 0m	〃
	・ 駒ヶ岳公園線 (白須) L=300m W=10. 0m	北杜市 (旧白州町の区域)
	・ 横手日野春停車場線 (駒の松) L=200m W=7. 5m	〃
	・ 塩平窪平線 (西保中) L=468m W=9. 25m	山梨市 (旧牧丘町の区域)
	・ 塩平窪平線 (倉科) L=640m W=10. 0m	〃
	・ 笛吹市川三郷線 (畑熊) L=460m W=7. 0m	市川三郷町
	・ 笛吹市川三郷線 (下芦川Ⅱ期) L=270m W=7. 5m	〃
	・ 市川三郷身延線 (市川大門) L=500m W=11. 5m	〃

事業名	事業内容	市町村名
県道	(1) 道路改築	
	・高下鰍沢線（鰍沢） L=420m W=7.0m	富士川町(旧鰍沢町の区域)
	・甲斐早川線（早川・芦安連絡道路） L=4,980m W=7.5m	南アルプス市（旧芦安村の区域）、早川町
	・南アルプス公園線（奈良田） L=840m W=6.0m	早川町
	・遅沢静川線（夜子沢） L=390m W=5.0m	身延町
	・光子沢大野線（光子沢） L=200m W=7.5m	〃
	・市川三郷身延線（下八木沢） L=220m W=11.0m	〃
	・富士川身延線（井出Ⅱ期） L=800m W=7.0m	南部町
	・高瀬富士線（町屋Ⅱ期） L=200m W=5.5m	〃
	・四日市場上野原線（古福志） L=200m W=7.5m	上野原市
	・四日市場上野原線（寺下） L=500m W=7.0m	〃
	・四日市場上野原線（鶴島） L=400m W=10.5m	〃
	・四日市場上野原線（鶴島神明社） L=100m W=11.0m	〃
	・上野原丹波山線（飯尾バypass） L=650m W=7.0m	〃
	・上野原丹波山線（大垣外Ⅱ期） L=330m W=7.5m	〃
	・上野原あきるの線（猪丸） L=150m W=7.5m	〃
	・上野原あきるの線（尾続） L=380m W=7.5m	〃
	・大月上野原線（犬目） L=50m W=7.5m	〃
	・塩山勝沼線（三日市場） L=440m W=13.0m	甲州市
	・平沢千野線（福生里） L=560m W=7.5m	〃
	・都留道志線（新道坂トンネル） L=3,800m W=7.5m	道志村
	(2) 橋梁	
	・横手日野春停車場線（駒城橋） L=700m W=9.0m	北杜市(旧白州町、旧武川村の区域)
	・市川三郷富士川線（富士橋） L=600m W=10.0m	市川三郷町、富士川町(旧鰍沢町の区域)

事業名	事業内容	市町村名
農道	(1) 中山間地域総合整備事業	
	・身延北部地区 W=4.0m L=3,945m	身延町
	・南部地区 W=4.0m L=1,894m	南部町
	・市川三郷地区 W=4.0m L=3,754m	市川三郷町
	・身延南部地区 W=4.0m L=1,585m	身延町
	・甲斐駒東部地区 W=4.0m L=2,120m	北杜市(旧白州町、武川村の区域)
	(2) 畑地帯総合整備事業	
	・菱山地区 W=4.0m L=4,415m ・玉宮北部地区 W=4.0m L=950m	甲州市
林道	(1) 新設	
	・富士東部(南)林道 W=5.0m L=370m	上野原市
	・足馴峠林道 W=4.0m L=500m	富士川町(旧鵜沢町の区域)
	・戸屋林道 W=3.0m L=100m	早川町
	・観音峠大野山2号支線林道 W=3.6m L=800m	北杜市(旧須玉町の区域)
	・小森川1号支線林道 W=3.6m L=800m	〃
	・地蔵峠林道 W=4.0m L=1,250m	南部町
	・盛里王の入林道 W=4.0m L=1,400m	上野原市
	・五開茂倉1号支線林道 W=3.6m L=500m	富士川町(旧鵜沢町の区域)、 早川町
	・檜山1号支線林道 W=4.0m L=750m	北杜市(旧須玉町の区域)
	・和田1号支線林道 W=4.0m L=500m	〃
	・日川左岸線林道 W=4.0m L=1,300m	甲州市
	・鈴庫山1号支線林道 W=4.0m L=900m	〃
	・枳穴駒門林道 W=4.0m L=400m	上野原市

事業名	事業内容	市町村名
林道	(1) 新設	
	・八坂峠林道 W=4.0m L=300m	身延町
	・樽峠林道 W=4.0m L=400m	南部町
	・鯨野森山林道 W=4.0m L=400m	〃
	(2) 改良・改築	
	・南アルプス林道 W=4.0m L=1,500m	南アルプス市 (旧芦安村の区域)
	・井川雨畑林道 W=4.0m L=400m	早川町
	・豊岡梅ヶ島林道 W=4.0m L=500m	身延町
	・丸山林道 W=4.0m L=1,000m	早川町
	・本谷釜瀬林道 W=4.0m L=200m	北杜市(旧須玉町の区域)
	・焼山沢真木林道 W=4.0m L=600m	甲州市
	・乾徳山林道 W=4.0m L=600m	山梨市(旧三富村の区域)
	・鈴庫山林道 W=4.0m L=1,300m	〃
	・東山中部林道 W=4.0m L=20m	山梨市(旧牧丘村の区域)
	・湯之奥猪之頭林道 W=4.0m L=500m	身延町
	・足馴峠1号支線林道 W=3.6m L=1,000m	富士川町(旧鵜沢町の区域)
	・雨乞尾白川林道 W=4.0m L=150m	北杜市(旧白州町の区域)
	・神宮林道 W=4.0m L=1,000m	〃
	・三石山林道 W=5.0m L=200m	身延町
	・富士見山林道 W=5.0m L=200m	〃
	・嵯峨塩深沢林道 W=4.0m L=280m	甲州市
	・源次郎林道 W=4.0m L=250m	甲州市
	・竹森林道 W=4.0m L=300m	〃
	・大蔵沢大鹿林道 W=4.0m L=400m	〃
	・京戸岩崎山林道 W=4.0m L=450m	〃
	・大志戸林道 W=4.0m L=120m	〃

事業名	事業内容	市町村名
林道	(2) 改良・改築	
	・富士東部(北)林道 W=5.0m L=480m	上野原市
	・腰掛林道 W=4.0m L=500m	〃

(3) 交通確保対策

バス路線の維持確保対策として、生活路線の維持と代替バスの運行の確保を図る。

6 生活環境の整備

若年者等の定住をより一層促進するとともに、都市住民との交流及び住民生活の安全確保を図るため、地域の実態を考慮しながら、生活様式の都市化や生活環境の保全等に対応する生活用水の確保、消防・救急施設の整備を推進する。

また、安全な生活環境の整備や災害に強い地域づくりを推進するため、土砂災害対策の推進に努める。

事業名	事業内容
防災安全交付金事業	(1) 砂防事業
	(2) 地すべり対策事業
	(3) 急傾斜地崩壊対策事業

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画、地域保健医療計画等に基づき、地域支援事業や老人福祉事業の推進、介護や医療サービスの提供・確保など各種施策を推進するとともに、広域連携の取り組み等との整合を図りながら、各種施設の整備を推進する。

また、山梨県子ども計画に基づき、全ての子どもを権利の主体として尊重し、その最善の利益の実現に向けて、本県における子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進する。

8 医療の確保

住民の医療の確保や健康管理の充実を図るため、へき地医療拠点病院と過疎地域市町村が設置する診療所との機能分担と連携により、巡回診療の充実、医師を始めとする医療従事者の確保等を推進し、広域的支援体制を構築する。

事業名	事業内容
病院・診療所の整備	無医地区等における住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院及びへき地診療所の施設・設備の充実を図っていく。
巡回診療	へき地医療拠点病院による無医地区等への巡回診療
保健指導等の活動	医療従事者が連携して地域における保健指導活動や各種相談事業、健康増進事業等を推進する。

9 教育の振興

よりよい教育環境を整備するため、校舎、屋内運動場、プール等の施設・設備の整備や、教職員住宅等の整備促進をはじめ、スクールバス等の通学手段確保を促進する。

また、生涯学習、社会教育、スポーツ等の振興を図るため、集会施設、社会教育施設、体育施設等の整備を、施設の機能や地域特性等を踏まえ計画的に促進するとともに、各種指導者・ボランティア等の養成、セミナー・講座・研修会等の開催、情報提供等の事業を推進する。

10 地域文化の振興等

地域の特色を生かしながら、守り育てられてきた伝統文化や生活文化等を保存、継承し、創造するため、地域文化を担う人づくりや文化振興などを積極的に支援する。

また、文化遺産等の保護活用を図るため、保存事業への支援や、各種講座の開催などの教育普及事業を推進する。

11 集落の整備

恵まれた自然環境及び歴史的文化遺産等の地域資源の再認識や、農山村の豊かな自然や歴史文化を求め訪れる都市住民との交流をさらに促進していくなかで、地域住民

の自主的、主体的な取り組みによる地域づくりを促進するため、多様な地域活性化策を講じる。

特に、集落再編の促進、相互扶助等伝統的な集落機能維持のため、コミュニティ形成の中核となるリーダーの育成、都市住民との交流等、地域住民の創意工夫により行う地域づくりを推進する。

事業名	事業内容
景観アドバイザー活用事業	景観形成の促進および地域づくりの推進を図るため、景観アドバイザーの専門知識を活用し、景観まちづくりに係わるセミナー等を開催する。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

地域の実情に応じ、経済を循環させ、防災や暮らしの質の向上等に資する観点から、景観・自然環境への影響等を考慮しながら、適切に地域資源である豊富な再生可能エネルギーの導入を促進する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

男女共同参画による地域づくりのための環境づくりを推進する。

また、地域づくりのためのイベントの開催や情報の収集、提供などソフト面での対策を積極的に推進する。

14 過疎地域市町村に対する行財政上の支援

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

事業名	事業内容
①過疎地域遊休施設再整備事業	<p>遊休施設の改修に必要な経費で、主要施設の機能拡張を図るため、次に掲げるもの（庁舎等公用に供する部分を除く。）に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 施設費 <ul style="list-style-type: none"> (ア) アトリエ、ギャラリー (イ) テナント店舗（物販施設、体験工房等） (ウ) 景観整備施設（景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等） (エ) その他必要と認められる施設（ただし、施設の整備が本体の施設の機能を拡張するために必要不可欠と認められるものを対象とする。） イ 設備費 <ul style="list-style-type: none"> 情報通信設備（パソコン・タッチパネル等通信端末を含む） ※ただし、専用システム構築を伴うもので、システムと一体として活用されることを目的とし、単体での使用が不可能な端末を対象とする。 ・補助率 国 1/3（60,000千円／事業を上限）
②過疎地域持続的発展支援事業	<p>過疎地域における地域人材の育成、ICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ア ICT等技術活用事業 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 産業振興（特産品の開発・販売促進PR事業等） (イ) 生活の安心・安全確保対策（コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等） (ウ) 集落の維持・活性化対策（集落の見守り活動、住民との話し合い等） (エ) 移住・交流・若者の定住促進対策（空き家バンクの創設費用、交流イベント等） (オ) 地域文化伝承対策 (カ) 環境貢献施策の推進 イ 人材育成事業

	<p>ウ 市町村等事務費 (ICT 等技術活用事業又は人材育成事業の実施に要する職員旅費、庁費、その他の事務的経費)</p> <p>・補助率 国 定額 (上限 20,000 千円)</p>
③山梨県移住支援金交付事業費補助金、山梨県地方就職支援金交付事業費補助金	<p>県内に移住した移住支援金・地方就職支援金交付対象者に対して、市町村が移住支援金・地方就職支援金を支給する事業</p> <p>・対象経費</p> <p>移住支援金交付対象者に対して市町村が移住支援金を支給する額</p> <p>・補助率 3/4 以内 (負担割合 国 1/2 以内 県 1/4 以内)</p> <p>地方就職支援金交付対象者に対して市町村が地方就職支援金を支給する額</p> <p>・補助率 3/4 以内 (負担割合 国 1/2 以内 県 1/4 以内)</p>

(2) 産業の振興

事業名	事業内容
①農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出整備事業 (定住促進・交流対策型))	<p>都道府県又は市町村が作成した、農山漁村における定住及び農山漁村と都市との交流促進を図るための「活性化計画」の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援する。</p> <p>・定額 国 (対象事業費の 5.5/10、4.5/10、4/10、1/3 相当)</p>
②鳥獣害防止施設整備事業補助	<p>受益面積が概ね 3 ha 以上の鳥獣害防止施設の整備 (市町村が行うもの及び市町村以外の者が行うもので市町村がその事業費の 30%以上を負担する場合 1 ha) に対する補助</p> <p>・補助率 県 5/10</p>
③基盤整備促進事業費補助	<p>農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全等に対する補助</p> <p>・補助率 国 5/10～5.5/10 県 0.05～1/10</p>

<p>④ 農地維持・資源向上活動支援事業</p>	<p>○多面的機能支払交付金 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮及び担い手への農地集積を図るため、農用地、水路、農道等の地域資源の維持、保全、長寿命化等に必要な経費に対する交付金 ・定額 国 2/4 県 1/4</p> <p>○多面的機能支払推進交付金 多面的機能支払交付金に係る事業の推進や事務処理を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対する交付金 ・定額 国 10/10</p>
<p>⑤ 中山間地域等直接支払事業費交付金</p>	<p>○中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するとともに、遊休農地の発生防止や多面的機能の維持に資するため、協定を締結して農業生産活動等を行う集落等に対して、対象面積に応じて一定額を交付する交付金 ・定額 国 2/4 県 1/4 (一部地域 国 1/3 県 1/3)</p> <p>○中山間地域等直接支払推進交付金 中山間地域等直接支払交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対する交付金 ・定額 国 1/2</p>
<p>⑥ 活力ある水田農業支援事業費補助金</p>	<p>地域の特性を生かした麦、大豆、加工用米などの転換作物の生産性向上並びに生産拡大など、水田をフル活用した取り組みに必要な機械・施設整備等に対する補助 ・対象事業及び補助率 ア 戦略作物等生産力向上支援事業 県 4/10 以内 イ 産地づくり対策促進事業 県 10,000 円/10a の 1/2 以内</p>
<p>⑦ やまなし未来創造農業推進事業費補助金</p>	<p>生産者の更なる所得向上や地域を担う人材を育成していくため、先進的技術を導入した農業や4パーミル・イニシアチブの取り組み、異常気象への対応等、県が重点的に支援する取り組みに対する補助 ・補助率 県 1/2 以内</p>
<p>⑧ 林業・木材産業循環成長対策交付金</p>	<p>木材利用の拡大、木材の安定的・効率的な供給等を図るために必要な機械施設の整備等に対する補助 ・対象経費 ア コンテナ苗の生産基盤施設の整備</p>

	<p>イ 木材加工流通施設の整備 ウ 木質バイオマス利用促進施設の整備 エ 特用林産振興施設等の整備 オ 木造公共建築物等の整備 カ 高性能林業機械等の整備</p> <p>・補助率 国 1/2 以内、1/3 以内 等</p>																																													
⑨ 県産材利用促進対策事業	<p>森林資源の積極的な活用に向け、品質・強度などの確かな県産材製品の供給体制づくりを進め、更なる需要拡大や県産材ブランドの確立による販路拡大等の取り組みに対する補助</p> <p>対象事業</p> <p>ア やまなしの木マーケット開拓事業 ・補助率 県 1/2 以内</p> <p>イ やまなし木の建築推進事業費 ・補助率 県 定額</p>																																													
⑩ 森林整備担い手対策事業	<p>林業労働者の労働環境改善や林業経営体の経営基盤強化を行い、人材の確保・育成・定着等の取り組みに対する補助</p> <p>・補助率 県 1/2、定額、全額</p>																																													
⑪ 林業労働者通年就労奨励事業	<p>林業従事者の長期就労を促進するため、就労日数に応じた奨励金を給付</p> <p>・補助率 県 定額</p>																																													
⑫ 林道整備事業費補助	<p>林業経営を合理化し、林業生産基盤整備を図るために、市町村が実施する林道整備事業に対する補助</p> <p>・対象事業及び補助率</p> <p>ア 森林管理道開設事業</p> <table border="0"> <tr> <td>森林管理道</td> <td>国</td> <td>50/100</td> <td>県</td> <td>0.5/100</td> </tr> <tr> <td>林業専用道</td> <td>国</td> <td>50/100</td> <td>県</td> <td>0.5/100</td> </tr> </table> <p>イ フォレストコミュニティ総合整備事業</p> <table border="0"> <tr> <td>森林基幹道（生活関連）</td> <td>国</td> <td>55/100</td> <td>県</td> <td>0.5/100</td> </tr> <tr> <td>（その他）</td> <td>国</td> <td>50/100</td> <td>県</td> <td>0.5/100</td> </tr> <tr> <td>森林管理道</td> <td>国</td> <td>55/100</td> <td>県</td> <td>0.5/100</td> </tr> </table> <p>ウ 林道改良事業</p> <table border="0"> <tr> <td>幹線（生活関連）</td> <td>国</td> <td>50/100</td> <td>県</td> <td>0.5/100</td> </tr> <tr> <td>（管理経営）</td> <td>国</td> <td>50/100</td> <td>県</td> <td>0.5/100</td> </tr> <tr> <td>その他（生活関連）</td> <td>国</td> <td>30/100</td> <td>県</td> <td>0.5/100</td> </tr> <tr> <td>（管理経営）</td> <td>国</td> <td>30/100</td> <td>県</td> <td>0.5/100</td> </tr> </table>	森林管理道	国	50/100	県	0.5/100	林業専用道	国	50/100	県	0.5/100	森林基幹道（生活関連）	国	55/100	県	0.5/100	（その他）	国	50/100	県	0.5/100	森林管理道	国	55/100	県	0.5/100	幹線（生活関連）	国	50/100	県	0.5/100	（管理経営）	国	50/100	県	0.5/100	その他（生活関連）	国	30/100	県	0.5/100	（管理経営）	国	30/100	県	0.5/100
森林管理道	国	50/100	県	0.5/100																																										
林業専用道	国	50/100	県	0.5/100																																										
森林基幹道（生活関連）	国	55/100	県	0.5/100																																										
（その他）	国	50/100	県	0.5/100																																										
森林管理道	国	55/100	県	0.5/100																																										
幹線（生活関連）	国	50/100	県	0.5/100																																										
（管理経営）	国	50/100	県	0.5/100																																										
その他（生活関連）	国	30/100	県	0.5/100																																										
（管理経営）	国	30/100	県	0.5/100																																										

事業名	事業内容
⑬ 地域商業にぎわい創出支援事業費	<p>市町村又は商工団体等が行う次の事業に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ア ミセづくり事業 空き店舗等に出店する者への創業支援、買い物空白地への出店支援等 イ モノづくり事業 新商品や地域ブランドなどの開発等 ウ コトづくり事業 集客イベントの開催、共同販促の実施等 エ マチづくり事業 街路灯、駐車場の整備、育児・交流スペースの設置等 オ ジョウハウづくり事業 SNSを活用した情報発信、商圈調査、顧客分析、営業展開計画の策定等 カ ヒトづくり事業 勉強会、研究会の開催、後継者の育成等 ・補助率 県 1/3 以内 ※商工団体等が主体で行う事業に対しては、県 2/3 以内。 ・限度額 1,000 千円
⑭ 観光施設整備費補助	<p>市町村等の実施する観光施設の整備を促進するための補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設 公衆トイレ、休憩舎、駐車場、観光案内所、総合案内板等 ・補助率 県 1/2 以内 ・限度額 10,000 千円

(3) 地域における情報化

事業名	事業内容
① 情報通信技術利活用事業費補助	<p>○地域社会 DX 推進パッケージ事業</p> <p>デジタル技術を活用した地域課題解決のための取り組みを総合的に支援する事業</p> <p>補助率：国 1/2（事業費下限額 1,000 万円）</p>

事業名	事業内容
②放送ネットワーク整備支援事業費補助金	<p>○放送ネットワーク整備支援事業 放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が放送により災害関連情報等を確実に入手できるような次のア、イの環境を構築する事業</p> <p>ア ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策保管送信所等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/2 (交付下限額 50 万円) <p>イ ケーブルテレビ幹線の 2 ルート化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/2 (交付下限額 100 万円) <p>○ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業 災害時に放送により信頼できる災害情報が確実に提供されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化や辺地共聴施設の設備更新による耐災害性強化を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/2 (交付下限額 100 万円)
③無線システム普及支援事業費等補助金	<p>○携帯電話等エリア整備事業 条件不利地域における携帯電話等の基地局施設・伝送路施設等の整備に要する経費の一部を補助する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 7/10 (国 1/2 県 1/5) (交付下限額 100 万円) ※複数社参画の場合、4/5 (国 2/3、県 2/15) <p>○民放ラジオ難聴解消支援事業 難聴解消のための中継局整備に要する経費の一部を補助する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 2/3 (交付下限額 100 万円) <p>○高度無線環境整備推進事業 条件不利地域における高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等の整備に要する経費の一部を補助する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/2 (交付下限額 100 万円) ※財政力指数 0.5 以上の場合、国 1/3 <p>○地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業 地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化に要する経費の一部を補助する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/2 (交付下限額 50 万円) ※財政力指数 0.5 以下の市町村が条件不利地域において受信障害対策中継局に係る事業を実施する場合、国 2/3

事業名	事業内容
④ 地域情報化アドバイザー派遣制度	<p>地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTの知見等を有する専門家をアドバイザーとして派遣し、助言等を行う制度（アドバイザーに対する謝礼等は国が負担）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援日数、時間：3日以内（実地） 21時間以内（オンライン）

（４）交通施設の整備、住民の日常的な移動のための交通手段の確保

事業名	事業内容
① 市町村自主運営バス補助	<p>バス路線が廃止された場合に、住民生活に必要なバスの運行を確保するため、市町村営バスを運営する市町村に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象経費 運行費、車両購入、初年度開設費（車庫、バス停、待合所等） ・ 補助率 県 1/2
② 生活バス路線維持費補助	<p>生活交道路線を運行する乗合バス事業者に対して路線維持のための補助金を交付している市町村に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象路線 生活交道路線であって、国庫補助対象からはずれた広域的・幹線的路線に準ずる路線 ・ 対象経費 運行費 ・ 補助率 県 1/2 ・ 補助期限 2年間を限度

（５）生活環境の整備

事業名	事業内容
① 浄化槽設置整備事業費補助	<p>浄化槽を設置する者に設置費用を助成している市町村に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率 設置費用の4割のうち、国 1/3 県 1/3 (50人槽以下のみ)
② 公共浄化槽等整備推進事業費補助	<p>市町村が設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率 国 1/3
③ 農業集落排水事業費補助	<p>農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水の処理施設整備に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率 国 5/10

事業名	事業内容			
④ 環境保全 課題対策事 業費補助金	市町村等が実施する環境課題の解決に向けた事業に対する補助 ・対象事業及び補助率 ア ごみ減量化・リサイクル推進事業 県 1/2 イ プラスチックごみ対策事業 県 1/2 ウ 地球温暖化対策事業 県 1/2 エ 環境教育推進事業 県 1/2 オ その他知事が必要と認める事業 県 1/2			
⑤ 消防防災 施設整備費 補助	市町村における消防防災施設の整備を促進するため、次表のとおり補助			
	補助項目	補助 基準額 (千円)	国庫補助率 要綱(※)に定め あるもの その他	
	耐震性貯水槽(40 m ³)	7,993	1/2	
	耐震性貯水槽(60 m ³)	13,794		
	耐震性貯水槽(100 m ³)	21,678		
	飲料水兼用貯水槽(40 m ³)	42,211		
	飲料水兼用貯水槽(60 m ³)	61,205		
	飲料水兼用貯水槽(100 m ³)	68,952		
	備蓄倉庫	166/㎡	1/2	1/3
	防火水槽(有蓋)	3,505	5.5/10	1/3
	防火水槽(無蓋)	2,878		
	防火水槽(無底)	2,878		
	※消防防災施設整備補助金交付要綱			

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

事業名	事業内容
① 老人クラ ブ健康づく り・介護予防 支援事業費 補助	県老人クラブ連合会が実施する健康づくり、介護予防の支援事業に対する補助 ・補助率 国 1/2 県 1/2

事業名	事業内容																																		
② 高齢者地域支え合い活動促進事業費補助	<p>県老人クラブ連合会が実施する、地域の一人暮らし等の高齢者への対話、相談の活動に対する補助</p> <p>・補助率 国 1/2 県 1/2</p>																																		
③ 高齢者社会活動推進等事業費補助	<p>老人クラブ社会活動促進事業 老人クラブ活動に対する補助</p> <p>・補助率 国 1/3 県 1/3</p>																																		
④ 地域子ども・子育て支援事業	<p>多様化した子育てニーズに対応するため、市町村が実施する以下の事業に対する補助</p> <p>・対象事業及び補助率</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 利用者支援事業</td> <td>国 2/3 県 1/6</td> </tr> <tr> <td>イ 地域子育て支援拠点事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>ウ 子育て短期支援事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>エ ファミリー・サポート・センター事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>オ 一時預かり事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>カ 延長保育事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>キ 病児保育事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>ク 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>ケ 実質徴収に係る補足給付を行う事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>コ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>サ 乳児家庭全戸訪問事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>シ 養育支援訪問事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>ス 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>セ 子育て世帯訪問支援事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>ソ 児童育成支援拠点事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>タ 親子関係形成支援事業</td> <td>国 1/3 県 1/3</td> </tr> <tr> <td>チ 産後ケア事業</td> <td>国 1/2 県 1/4</td> </tr> </table>	ア 利用者支援事業	国 2/3 県 1/6	イ 地域子育て支援拠点事業	国 1/3 県 1/3	ウ 子育て短期支援事業	国 1/3 県 1/3	エ ファミリー・サポート・センター事業	国 1/3 県 1/3	オ 一時預かり事業	国 1/3 県 1/3	カ 延長保育事業	国 1/3 県 1/3	キ 病児保育事業	国 1/3 県 1/3	ク 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	国 1/3 県 1/3	ケ 実質徴収に係る補足給付を行う事業	国 1/3 県 1/3	コ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	国 1/3 県 1/3	サ 乳児家庭全戸訪問事業	国 1/3 県 1/3	シ 養育支援訪問事業	国 1/3 県 1/3	ス 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	国 1/3 県 1/3	セ 子育て世帯訪問支援事業	国 1/3 県 1/3	ソ 児童育成支援拠点事業	国 1/3 県 1/3	タ 親子関係形成支援事業	国 1/3 県 1/3	チ 産後ケア事業	国 1/2 県 1/4
ア 利用者支援事業	国 2/3 県 1/6																																		
イ 地域子育て支援拠点事業	国 1/3 県 1/3																																		
ウ 子育て短期支援事業	国 1/3 県 1/3																																		
エ ファミリー・サポート・センター事業	国 1/3 県 1/3																																		
オ 一時預かり事業	国 1/3 県 1/3																																		
カ 延長保育事業	国 1/3 県 1/3																																		
キ 病児保育事業	国 1/3 県 1/3																																		
ク 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	国 1/3 県 1/3																																		
ケ 実質徴収に係る補足給付を行う事業	国 1/3 県 1/3																																		
コ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	国 1/3 県 1/3																																		
サ 乳児家庭全戸訪問事業	国 1/3 県 1/3																																		
シ 養育支援訪問事業	国 1/3 県 1/3																																		
ス 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	国 1/3 県 1/3																																		
セ 子育て世帯訪問支援事業	国 1/3 県 1/3																																		
ソ 児童育成支援拠点事業	国 1/3 県 1/3																																		
タ 親子関係形成支援事業	国 1/3 県 1/3																																		
チ 産後ケア事業	国 1/2 県 1/4																																		
⑤ 児童厚生施設等整備費補助	<p>児童館、児童センター、放課後児童クラブの整備に対する補助</p> <p>・補助率 国 1/3 県 1/3</p>																																		
⑥ 放課後児童健全育成事業費等補助	<p>児童 10 人以上、250 日以上開所している放課後児童クラブの事業に対する補助 ※児童 10 人未満、200 日以上の開所で対象となる場合あり</p> <p>・補助率 国 1/3 県 1/3</p>																																		

事業名	事業内容
⑦福祉タクシーシステム事業費補助	<p>重度の心身障害（児）者、要介護老人等が利用するタクシーの料金に対する補助</p> <p>・補助率 県 1/2</p>

(7) 医療の確保

事業名	事業内容
①国民健康保険へき地医療確保対策事業費補助(国民健康保険直営診療所補助)	<p>へき地等の国保診療所のうち医師確保困難、診療圏人口僅少等構造的な不採算施設の健全な運営を確保するため運営費について特別調整交付金交付対象施設に対する補助</p> <p>・対象経費 特別調整交付金の交付対象となった診療施設の運営に要する経費で同算定省令の計算の例により算出した額</p> <p>・補助率 県 1/3</p>
②へき地医療対策費補助	<p>へき地住民の医療を確保するため、市町村等が行う医療施設の施設・設備の整備事業及び運営事業に対する補助</p> <p>・対象経費及び補助率</p> <p>ア へき地医療拠点病院施設、設備整備費 国 1/2 県 1/2</p> <p>イ へき地医療拠点病院運営費 国 1/2 県 1/2</p> <p>ウ へき地診療所施設整備費 国 1/2</p> <p>エ へき地診療所設備整備費 国 1/2</p> <p>オ 過疎地域特定診療所施設・設備整備費 国 1/2 県 1/4</p> <p>カ へき地医療拠点病院 巡回診療車設備整備費 国 1/2 県 1/2</p> <p>キ へき地診療所 巡回診療車設備整備費 国 1/2</p> <p>ク へき地患者輸送車設備整備費 国 1/2</p>

(8) 教育の振興

事業名	事業内容
① へき地小・中学校用スクールバス購入費補助	<p>過疎地域等におけるバス路線の廃止等による遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るための、市町村が実施するスクールバス購入事業に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費 スクールバス購入費 ・補助率 国 1/2 (限度額あり)
② 遠距離通学費補助	<p>学校統合により市町村が遠距離通学児童・生徒の通学に要する交通費を負担する事業に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 市町村が負担する通学費が年間 30 万円以上の市町村 ・補助率 国 1/2
③ 学校教育施設整備費補助	<p>○小・中学校統合校舎等の新增築事業 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするための統合に伴い、校舎又は屋内運動場を新築又は増築する場合、経費の一部を負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担率 国 5.5/10 <p>○小・中学校統合校舎等の改修事業 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするための統合に伴い、既存の校舎又は屋内運動場を改修する場合、経費の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 5.5/10 <p>○へき地寄宿舍の新增築事業 へき地等における教育水準の向上を図るため、へき地寄宿舍（通学が困難なへき地等の児童生徒のための寄宿舍）の新築又は増築に要する経費の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/2 <p>(ただし、過疎地域で適正規模にするための統合に伴い必要となった児童生徒のための寄宿舍の新增築は、5.5/10)</p> <p>○へき地教員住宅の新增築事業 市町村がへき地学校等（過疎地域を含む。）に勤務する教職員のために住宅の新築又は増築する場合に、経費の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助資格面積 80 m²/戸 ・補助率 国 1/2 <p>(ただし、過疎地域で適正規模にするための統合に伴い必要となった教職員のための住宅の新增築は、5.5/10)</p>

	<p>○危険建物改築事業 構造上危険な状態にある建物について、その改築に要する経費の一部を補助</p> <p>・補助率 国 5.5/10</p> <p>○不適格建物改築事業 教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるものについて、その改築に要する経費の一部を危険建物改築事業に準じて補助</p> <p>・補助率 国 5.5/10</p> <p>※補助単価＝建築単価＋加算単価（建築単価×2.5/100） （ただし、へき地学校の場合の加算単価は、 建築単価×（2.5/100＋5/100）</p>
--	---

（９）地域文化の振興等

事業名	事業内容
①文化財保存事業費補助	<p>国及び県指定文化財を保存・活用することによって地域の文化的向上に資するため、市町村が行う文化財保存事業に対する補助</p> <p>・対象事業</p> <p>ア 指定文化財の解体修理等</p> <p>イ 指定文化財に対する防災施設設置</p> <p>ウ 指定文化財に対する保存施設設置</p> <p>エ 指定文化財の防災施設保守点検等</p> <p>オ 埋蔵文化財の緊急発掘調査</p> <p>カ その他文化財の保存上知事が必要と認める事業</p> <p>・補助率（県）</p> <p>国庫補助事業 国庫補助残額の 1/2 以内</p> <p>起債による事業 起債充当後の市町村負担額の 1/2 以内</p> <p>その他の事業 補助対象経費の 1/2 以内</p>

事業名	事業内容
② 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助	<p>○歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業</p> <p>ア 史跡等（国指定史跡、名称、天然記念物）のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置及び普及・啓発事業に対する補助</p> <p>イ 古道・運河等の歴史の道を調査、保存、整備する事業に対する補助 ・補助率 国 1/2</p> <p>○地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 埋蔵文化財センターの収蔵・防災及び展示・活用設備の整備及び埋蔵文化財を理解するための体験学習会・シンポジウム等公開・普及啓発事業に対する補助 ・補助率 国 1/2</p>

(10) 集落の整備

事業名	事業内容
① 過疎地域集落再編整備事業	<p>○移転の円滑化に要する経費 住居移転者の移転及び離農等の円滑化を図るため、次の区分に従い、住居移転者に対して支給するに要する経費</p> <p>ア 生活補償を必要とする住居移転者が当該市町村にとどまる場合（上限 2,385 千円）</p> <p>イ 生活補償を必要としない住居移転者が当該市町村内にとどまる場合（上限 780 千円）</p> <p>ウ 住居移転者が当該市町村内にとどまらない場合（上限 780 千円） ・補助率 国 1/2</p> <p>○団地造成費 団地の造成に要する経費（市町村が住居移転者に対し、著しく低い対価又は無償で長期間貸し付ける場合に限る） ただし、330 m²/戸 以内 ・補助率 国 1/2 （原則として1 m²当たり 3,200 円以内）</p> <p>○移転先住宅建設等助成費 住居移転者が、市町村が移転先として定めた団地において、住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）するために要する経費を金融機関から借り入れた場合において当該借入金利子（年利率 8.5% を限度とする。）に相当する額の全部又は一部を助成するに要する経費</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/2 (上限 2,340 千円 (住宅 1,840 千円、 土地 500 千円)) ※住宅建設及び購入費用 (土地取得費を除く。以下「対象経費」とい う。) に必要な借入金の利子に相当する額が対象経費にかかる交付 限度額を超える場合は、対象経費に定額を加算。 ○生活関連施設整備費 団地に必要と認められる道路、公園、緑地、広場、集会施設、高齢者 福祉施設、共同駐車場、既存の施設に接続する共同受信施設及び有線放 送施設、給水施設、生活排水 (雑排水) 処理施設、し尿処理施設、ゴミ 焼却施設、融雪施設等公共施設の設備 (土地を主体とする施設以外の施 設については用地の取得造成費を除く。) ・補助率 国 1/2 ○産業基盤施設整備費 団地整備に伴い必要と認められる農林道、移転跡地及び団地における 共同作業所、共同倉庫、共同畜舎等農林漁業近代化のための共同施設の 整備に要する経費 (用地の取得造成費は除く) ・補助率 国 1/2 ○空き家改修費 空き家の改修に必要な経費 ※新たに取得する、又は現に所有している空き家については、譲渡を 予定しているものを除く また、空き家を借り受けて整備する場合には、10 年間以上借り受け を約すること ・補助率 国 1/2
--	---

事業名	事業内容
② 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	<p>過疎集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために「地域コミュニティ組織等」が行う取り組みを国が支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費 <p>過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱に定める事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費</p> <p>ただし、食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く</p> <p>ア 産業振興（特産品の開発・販売促進PR事業等）</p> <p>イ 生活の安全・安心確保対策（有償運送の仕組み構築、日用品、食料品等の買物支援等）</p> <p>ウ 都市と地域の交流・移住促進対策</p> <p>エ 地域文化伝承対策</p> <p>オ その他適当と認められるもの</p> ・補助率 国 定額（上限 15,000 千円） <p>※ただし、①外部の人材を活用する場合 20,000 千円、②ICT等技術を活用する場合 25,000 千円、①②を併用する場合 30,000 千円</p>
③ 集落活性化推進事業費補助金	<p>人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪地域）において、公益サービス、生活サービス、地域活動等の維持確保を図るため、必要となる既存の公共施設を活用した施設整備等に所用の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資することを目的とする事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国 1/2 以内（間接補助事業者の場合 1/3）

(11) 再生可能エネルギーの利用の促進

事業名	事業内容
林業・木材産業循環成長対策交付金	<p>木材利用の拡大、木材の安定的・効率的な供給等を図るために必要な機械施設の整備等について補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費 木質バイオマス利用促進施設の整備 ・補助率 国 1/2 以内、1/3 以内等

15 過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助

過疎地域の持続的発展を実現するためには、過疎対策を広域の見地に立って進めることが重要である。「山梨県過疎地域庁内対策会議」と「山梨県過疎地域連携協議会」とが情報を共有し連携しながら、過疎地域への多様な対策等を講じていく。

また、過疎地域市町村等において人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服するため、複数の過疎地域市町村を対象とした専門人材の確保の取り組みとして、過疎地域等政策支援員を活用し、支援することを検討する。

体制図

